

お客様各位

高鍋信用金庫

## 個人インターネットバンキングサービスにかかる限度額変更のお知らせ

個人インターネットバンキングサービスにつきまして、昨今のインターネットバンキングを利用した不正取引被害多発の状況を鑑み、お客さまの大切なご預金を不正取引被害から守るための対策として、誠に勝手ではございますが、取引上限限度額を引き下げさせていただきますことといたしました。

万が一の場合の被害額を抑え、お客様の大切な預金を守るための対応ですので、ご契約のお客様におかれましては、なにとぞご理解賜りますようお願いいたします。

また、不正取引被害の防止対策として、ソフトウェアトークンの導入・IB専用ウィルス対策ソフト『Rapport』のPCへのインストールが有効となりますので、併せて実施いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

## 記

取引限度額変更日	平成27年10月19日(月)
1回の取引限度額	5,000,000円
1日の取引限度額	5,000,000円

※ 既に取引限度額以下の設定が行われているご契約先については、変更は行いません。

以上

## お客さまに実施していただくセキュリティ対策の案内

- 当金庫が提供しているセキュリティ対策（ソフトウェアトークンの導入、ウィルス対策ソフト「Rapport（ラポート）」のインストール）等を着実に実施して下さい。
- IBに使用するPCに関し、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新して下さい。
- PCにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を中止して下さい。
- PCにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで、定期的にウィルスの検知と駆除を実施して下さい。
- IBに係るパスワードを定期的に変更して下さい。

## お客さまに推奨するセキュリティ対策

- PCの利用目的として、インターネット接続時の利用はIBに限定して利用する。
- PCや無線LANのルータ等について、未利用時は可能な限り電源を切断する。
- 取引の申請者と承認者とで異なるPCを利用する。
- お振込の限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定する。
- 不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的に確認する。